

「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」について（意見募集）

① 【項番】

「第2 今後の法曹人口の在り方」

② 【意見内容】

- 1 「法曹人口の在り方について議論するに当たっては、隣接法律専門職種の活用を図ることを考慮すべきである。」
- 2 「最終取りまとめでは、司法試験の年間合格者数の数値目標を明示し、当面の間（5年程度を想定）は、1, 500人以下とすべきである。」

③ 【理由】

- 1 「法曹人口の在り方について議論するに当たっては、隣接法律専門職種の活用を図ることを考慮すべきである。」

平成13年6月の司法制度改革審議会意見書には、司法書士、弁理士、税理士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士などのいわゆる隣接法律専門職種の司法分野における活用について具体的な提言があり、その提言に基づき、各士業の専門能力を活用する形で、司法分野における一定の業務について、弁護士法第72条の特則としての権限の付与が行われた。

社会保険労務士については、平成17年の社会保険労務士法改正により、国家試験である紛争解決手続代理業務試験に合格し、特定社会保険労務士として付記した社会保険労務士が、労働局の紛争調整委員会、都道府県労働委員会、法務大臣認証の裁判外紛争解決機関における個別労働関係紛争のあっせん手続についての代理ができるようになった（ただし、法務大臣認証機関においては紛争目的価額が60万円を超える場合には弁護士と共同受任した案件に限る。）。

特定社会保険労務士は、過去8回の国家試験の結果、平成25年3月末現在で10,091名に達しており、労務管理の実態に通じた個別労働関係紛争に関する法律専門家として一定の役割を果たせる存在になっている。

今後の法曹人口の在り方を検討するに当たっては、司法制度改革審議会意見書の「各隣接法律専門職種の制度の趣旨や意義、及び利用者の利便とその権利保護の要請等を踏まえ、法的サービスの担い手の在り方を改めて総合的に検討

する必要がある。」（意見書 87 ページ）との記述を改めて検討の俎上に載せ、隣接法律専門職種のさらなる活用について検討し、弁護士業務を補完するものとして権限の拡充を図るべきである。

全国社会保険労務士会連合会では、個別労働関係紛争が平成 14 年度の 10 万 3 千件から平成 23 年度には 25 万 6 千件へと、過去 10 年間に約 2.5 倍に増加している現状（厚生労働省調べ）に対して、多くの国民が、簡易、迅速、廉価に、ADR 等の法的な解決手段をより身近な制度として利用できるようにするため、弁護士法第 72 条の特則として、社会保険労務士が、行政型、民間型の ADR に加え、司法型 ADR である民事調停におけるあっせん手続についても代理できること、民間型 ADR である法務大臣認証機関における 60 万円制限の撤廃、及び裁判所において補佐人として陳述できること等を内容とした社会保険労務士法の改正を認めていただけるよう関係方面に要請しているところである。

法曹人口の在り方を議論するに当たっては、弁護士業務のうち何割かは社会保険労務士等の隣接法律専門職種が担うことができるという前提に立って、将来展望を行うべきである。

2 「最終取りまとめでは、司法試験の年間合格者数の数値目標を明示し、当面の間（5 年程度を想定）は、1, 500 人以下とすべきである。」

「中間的取りまとめ」では、「3, 000 人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは非現実的。司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないものとするのが相当」とし、「今後の法曹人口の在り方については、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、その都度検討を行う必要がある。」とし、毎年司法試験合格者数の数値目標が明示されていない。

しかし、毎年司法試験合格者数をどう設定するかは、法曹人口の在り方を考える上で、基礎的かつ中心的な課題であり、これが明示的に示されなければ、法科大学院の改革等のその他の重要課題についても明確な方向性を示すことが困難であると考えられる。

日本弁護士連合会は、昨年 3 月「法曹人口政策に関する提言」を発表し、司法試験合格者数をまず 1, 500 人にまで減員し、さらなる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくべきとしている。

司法試験合格者数は、平成20年以降は2,000～2,200人程度となっており、合格者数の増加に伴い、弁護士未登録者の増加、実務経験の不足した弁護士の増加、低収入の弁護士の増加などの問題が生じている。

こうした問題は、ここ数年にわたり事態が累積的に悪化しており、迅速な対応が必要である。

検討会議の最終取りまとめでは、日弁連の提言の1,500人を上限にして、1に述べたように隣接法律専門職種の活用も考慮して、具体的な数値を明示し、法科大学院の在り方などの他の課題について、より明確な改革の方向性が示せるようにすべきと考える。